

## 申 出 書

私は、 \_\_\_\_\_ の目的で、墨田区立 \_\_\_\_\_ を  
占有するに当たり、下記の事項について遵守します。

### 記

- 1 区立公園又は児童遊園（以下「公園等」という。）を占有するに当たり、他の利用を制限することはありません。
- 2 公園等内で禁止されている行為はしません。各掲示内容を確認し、他の公園等利用者や周辺地域に騒音等の迷惑をかけることのないよう十分注意します。  
また、必要に応じて、警備要員を配備する等の措置を行い、他の公園等利用者の安全の確保に努めます。
- 3 発生したごみ等の後片付けを適切に行い、園内に残しません。
- 4 実施時間には準備及び後片付け時間を含み、申請書記載の実施時間以外は当該公園等を使用しません。
- 5 機材は、申請したもの以外は持ち込まず、他の公園等利用者や周辺地域に危害が及ばないように使用します。
- 6 占有行為のための設備、用具等は、転倒、転落その他危害が及ばないように措置して、他の公園等利用者の安全確保に努め、また、これを使用しない時間帯も事故発生の予防措置を講じます。
- 7 実施に当たり、別途、道路使用等の許可が必要となる場合は、関係機関へ申請します。
- 8 公園等内において営業行為を行う場合は、必要な許可及び資格を取得又は保有した上で、適正・適法に実施します。
- 9 占有に伴う事故や苦情は、私の負担及び責任において処理するものとし、対応後速やかに区へ状況報告します。
- 10 私は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として墨田区暴力団排除条例施行規則で定める者（以下「暴力団関係者」という。）ではありません。
- 11 公園等内において営業行為を行う場合は、その従事者に暴力団関係者を含みません。

- 12 暴力団関係者から資金提供を受けて事業を営んだり、暴力団員を事業に関する業務に従事させたり、暴力団員に用心棒代やみかじめ料等、名目の如何を問わず財産上の利益を供与することはありません。
- 13 公園等の利用に際し、名義貸し、虚偽の記載その他不正な方法による出店及び許可証又は許可書の転貸借はしません。
- 14 実施に当たり、会場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど他の公園等利用者に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
- 15 区長が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、墨田区が警視庁に私の情報を提供することについて同意します。
- 16 都市公園法、墨田区立公園条例その他関係法令を遵守するとともに、区係員の指示に従います。

年 月 日

墨田区長 あて

団体・法人

個人

フリガナ	
団体名	
フリガナ	
役職・氏名	印 ( 男 ・ 女 )
住 所	
生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
電 話 番 号	自宅
	携帯
勤 務 先 (店舗・会社等)	名称 ( 役職 )
	所在地